

## 上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

### 手数料など諸費用について

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「委託手数料一覧表」に記載の売買手数料をいただきます。
- 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

### 上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」(※3)）といひます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生ずるおそれがあります。
- 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

### 上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

## 当社の概要

商号等 大万証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第14号  
本店所在地 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦三丁目11番31号 錦I.Gビル  
加入協会 日本証券業協会  
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
資本金 1億円（2021年12月22日現在）  
主な事業 金融商品取引業  
設立年月 1948年4月  
連絡先 お客様相談窓口「052-222-8690」または、お取引のある支店にご連絡ください。

### 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目11番31号 錦I.Gビル

電話番号：052-222-8690

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

### 金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

### レバレッジ型、インバース型ETF及びETNのお取引にあたっての留意点

上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型のETF及びETN（※4）のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。

- レバレッジ型、インバース型のETF及びETNの価額の上昇率・下落率は、2営業日以上の間の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。
- 上記の理由から、レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、中長期間的な投資の目的に適合しない場合があります。
- レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは別途銘柄ごとに作成された資料等でご確認いただく、又は窓口にてお尋ねください。

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※4 「上場有価証券等」には、特定の指標（以下、「原指数」といいます。）の日々の上昇率・下落率に連動し1日に一度価額が算出される上場投資信託（以下「ETF」といいます。）及び指数連動証券（以下、「ETN」といいます。）が含まれ、ETF及びETNの中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が+（プラス）1を超えるものを「レバレッジ型」といい、-（マイナス）のもの（マイナス1倍以内のものを含みます）を「インバース型」といいます。

※5 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書と同様の性質を有するものを含みます。

#### ○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）でご確認いただけます。

委託手数料一覧表

国内株式等

約定代金		手数料等（税込み）	
最低手数料		2,750円	
100万円以下		1.2100%	
100万円超	200万円以下	0.9130%	+2,970円
200万円超	300万円以下	0.9020%	+3,190円
300万円超	400万円以下	0.8250%	+5,500円
400万円超	500万円以下	0.8140%	+5,940円
500万円超	800万円以下	0.7150%	+10,890円
800万円超	1,000万円以下	0.6050%	+19,690円
1,000万円超	2,000万円以下	0.5500%	+25,190円
2,000万円超	3,000万円以下	0.3630%	+62,590円
3,000万円超	5,000万円以下	0.3520%	+65,890円
5,000万円超		一律241,890円	

◇上記の手数料対象は、上場株式・上場投資信託とする

新株予約権付証券

約定代金		手数料等（税込み）	
100万円以下		1.0450%	
100万円超	500万円以下	0.8580%	+1,870円
500万円超	1,000万円以下	0.7700%	+6,270円
1,000万円超	3,000万円以下	0.4620%	+37,070円
3,000万円超	5,000万円以下	0.3520%	+70,070円
5,000万円超		0.2200%	+136,070円

海外委託取引における国内取次手数料

約定代金		手数料率（税込み）	
30万円以下		一律6,050円	
30万円超	100万円以下	1.100%	+2,750円
100万円超	300万円以下	0.990%	+3,850円
300万円超	500万円以下	0.880%	+7,150円
500万円超	1,000万円以下	0.770%	+12,650円
1,000万円超	3,000万円以下	0.660%	+23,650円
3,000万円超	5,000万円以下	0.550%	+56,650円
5,000万円超	10,000万円以下	0.440%	+111,650円
10,000万円超		0.330%	+221,650円

◇上記の手数料対象は、海外上場株式とする。

◇売買代金の通算について（一口注文）

以下の条件を全て満たした場合には、合計した売買代金から手数料を計算いたします。

1. 同一日に約定したもの
2. 同一銘柄であるもの
3. 同一の取引種類であること（現金・信用取引（新規・返済））
4. 同一の市場で売買したもの
5. 同一の税区分であるもの

※本紙に記載している手数料は、10%の消費税で計算した数値を記載しています。  
消費税等の税率が変更になった場合は、新税率で読み替えてください。